

関市農業委員会総会議事録

場所：関市武芸川事務所 3-2会議室

○議事日程

平成28年4月7日（木曜日）午後3時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（28名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
6番 佐藤 善一 君	8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君
10番 後藤 利彦 君	11番 大澤 慶一 君	13番 杉山 徳成 君
14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君
17番 安田 孝義 君	18番 篠田 泰道 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	31番 岡田 忠敏 君
32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君
35番 岩田 幸子 君		

○欠席委員（4名）

4番 早川 清治 君	7番 清水 宗夫 君	12番 八木 豊明 君
19番 横井 文雄 君		

○委員以外の出席者

経済部長	永田 千春 君	農業員会事務局長	足立 光明 君
農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君	農業委員会事務局係長	渡辺 初美 君
洞戸事務所係長	山田 喜一 君	板取事務所主任主査	長屋 守世 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	武儀事務所係長	中村 正 君
上之保事務所主事	大野 千春 君		

午後3時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。 それでは、佐藤善一会長、ご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） あいにくの雨降りになりました。満開の桜も、この雨で若干散ることが予想されます。3月には別れがあり、4月になると新しく出会いがありました。定期異動により、永田部長さんと、足立課長さんの二人をお迎えしての初めての総会です。慎重に審議をしていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。また、3月27日の日曜日に「いい人見つけよう in 関」ということで婚活イベントを開催しました。男女15名づつの参加で最終的に2組のカップルが誕生いたしました。婚活委員会の皆様方、たいへんお骨折りをいただきまして、ありがとうございました。この場をおかりしてご報告いたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） それでは、4月より経済部長になられました永田部長より挨拶をしていただきます。

○経済部長（永田千春君） 4月の定期異動で、経済部を担当することになりました。わたくしは、農業・林業の経験は残念ながらありません。経済部の観光交流課長を4年務めさせていただき、4月より農政林政を含めた4課を担当することになりました。みなさまにご指導いただきながら、誠心誠意務め、勉強して対応していきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 続きまして、4月の異動で農務課長兼農業委員会事務局長になられました足立課長にご挨拶いただきます。

○農業委員会事務局長（足立光明君） 4月の異動で生活環境課より異動してまいりました。経済部につきましても、10年前に商工課にはおりましたが農業関係は初めてでございます。なにぶん不慣れですが、一生懸命やってみますので、ご指導よろしくをお願いいたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 欠席委員のご報告をさせていただきます。4番早川清治委員、7番清水宗夫委員、12番八木豊明委員、19番横井文雄委員の4名が欠席でございます。

○議長（佐藤善一君） それでは、ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会は成立しております。次に、議事録署名委員の指名を行います。9番 石木治男委員、10番 後藤利彦委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局から説明させていただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。

所有権移転で申請地は、池尻地内、東海環状自動車道関広見ICの北西480mほどに位置する農振農用地である田、170㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を図りたいというもの。

譲渡人は、農業経営が困難なため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件 位置図は2ページになります。

所有権移転で申請地は、東本郷地内、東本郷公民センターの北東410mほどなどに位置する農振農用地である田、2460㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、新規に農業経営を図りたいというものです。譲渡人は、申請地を相続で取得したが農業経営が困難になってきたため、譲渡人の息子の妻である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件と同時許可になります。

3番の案件 位置図は3ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は、東本郷地内、東本郷公民センターの北北西710mほどなどに位置する農振農用地である田、3022㎡です。

使用借人は、2番の譲受人と同一人物であり、申請地を借り受け、新規に農業経営を図りたいというものです。使用貸人は、使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件 位置図は4ページになります。

所有権移転で申請地は、東本郷公民センターの北西410mほどなどに位置する農振農用地である田、2筆 3431㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営を拡大をしたいというもの。

譲渡人は、体調不良のため農業経営が困難になってきたため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの3件、使用貸借権の設定に関するもの1件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員から意見をお聞きします。

○2番（早川誠一君）1番の案件について、異議ありません。

○13番（杉山徳成君）同じく1番について、事務局の説明通りで、問題はありません。

○8番（兼村正美君）2番3番共に石木委員さんと私とで確認したところ自然農法でやると言うことで、問題ないと思います。

○9番（石木治男君）2番3番共に意義ありません。

○9番（石木治男君）4番の案件について、意義ありません。

○1番（早川英雄君）4番の案件について、異議ありません。

○議長（佐藤善一君）担当の委員さんからご意見を伺いました。これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐藤善一君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（佐藤善一君）それでは、議案第1号の4件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局から説明をいただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第2号農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は3ページになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。

申請地は、迫間地内、上迫間公民館の南40mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部宅地175㎡のうち57.4㎡です。申請人は、駐車場が手狭になってきたため、自宅の北東にある自己所有地に車庫を建築したいというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月17日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりました。1番の案件の担当は、4番の早川清治委員さんで今日は欠席ですが、何の問題もないということでした。

それでは、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第2号の1件について異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について議題といたします。事務局から説明をいただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は6ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、弥生町3丁目地内、関高校の北180mほどに位置する登記地目田、現況地目畑306㎡です。使用借人は、現在市外にて妻の実家に居住しているが、住居が手狭になってきたため、申請地を父である使用貸人から借り受けて、自己用の住宅を建築したいというものです。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じ貸しつけるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から30年間としています。

2番の案件 位置図は7ページになります。

所有権移転 申請地は、鋳物師屋7丁目地内、関中央病院の北西170mほどに位置する畑430㎡です。譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受けて宅地分譲をしたいというものです。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月17日に現地確認をしたところ畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件 位置図は8ページになります。

貸借権の設定 申請地は肥田瀬地内、富岡公民センターの南南西200mほどに位置する農振農用地である田6筆9835㎡です。賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというものです。賃貸人は、賃借人の申し出に応じるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。賃貸借の期間は、許可日から18ヶ月間としています。

4番の案件 位置図は9ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、迫間地内、上迫間公民館の南西70mほどに位置する登記地目畑、現況地目畑一部宅地、66㎡です。

使用借人は、住宅敷地が手狭になってきたため、申請地を借り受け、洗濯物干し場及び庭として整備したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の申し出に応じて、申請地を貸しつけるというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月17日に現地確認をしたところ、畑一部宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。使用貸借の期間は、許可日から20年間としています。

5番の案件 位置図は10ページになります。

所有権移転 申請地は、明生町5丁目地内、稲口グラウンドの南東360mほどに位置する田383㎡です。譲受人は、申請地を譲り受けて自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。隣接農地の承諾書の添付があります。

3月17日に現地確認をしたところ田で農地性有り確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件 位置図は11ページになります。

所有権移転 申請地は向仙房地内、堅仙房公民センターの南240mほどに位置する田924㎡です。譲受人は、道路を挟んだ東側に調剤薬局を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、役員の社宅及び駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件 先程の隣になります。位置図は12ページになります。

所有権移転 申請地は向仙房地内、堅仙房公民センターの南220mほどに位置する田152㎡です。譲受人は、道路を挟んだ東側に医院を営んでおり、申請地を譲り受け、従業員の駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

8番の案件 位置図は13ページになります。

所有権移転 申請地は南仙房地内、緑ヶ丘中学校の東410mほどに位置する田3筆330㎡です。譲受人は、現在賃貸住宅に居住しており、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しており農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件 位置図は14ページになります。

所有権移転 申請地は、豊川町地内、安桜小学校の東南東270mほどに位置する登記地目宅地、現況地目畑一部宅地99.17㎡です。譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、宅地分譲をしたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困

難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

10番の案件 位置図は15ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内、倉知小学校の西400mほどなどに位置する田2筆567㎡及び登記地目畑、現況地目雑種地3筆246.69㎡です。譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受けて、宅地造成をしたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、遠方に居住しているため農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田及び雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

なおこの申請地につきましては、平成27年10月28日宅地分譲による5条許可案件及び平成28年3月4日の総会における宅地分譲による5条申請岐阜県への進達分と今回の申請について、当初の10月分の許可のとおり完了がなされずに、関市開発要綱による申請が出されたため、当初の10月の許可案件と本年3月総会案件はいずれも取り消し及び取り下げがなされましたので、申し添えさせていただきます。

11番の案件 位置図は16ページになります。

所有権移転 申請地は、倉知地内、下倉知公民館の北西190mほどなどに位置する畑、2011㎡です。譲受人は、不動産業を営んでいる法人であり、申請地を譲り受け、申請地の北隣の宅地とともに分譲住宅敷地を整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

12番の案件 位置図は17ページになります。

所有権移転 申請地は、広見地内、広見公民センターの北東220mほどに位置する登記地目田、現況地目畑、64㎡です。譲受人は、寺社仏閣などの建築業を営んでいる法人であり、今般申請地の西側の工場を譲り受けるにあたり、駐車場が手狭だったため、申請地を譲り受け駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件 位置図は18ページになります。

賃貸借権の設定 申請地は、広見地内、東海北陸自動車道広見IC入口より、西北西410mほどに位置する農振農用地である田、2筆1765㎡です。賃借人は、土木建築請負等を営んでいる法人であり、東海環状自動車道関広見IC西本線の橋脚工事（岐阜国道工事事務所発注）を施工するにあたり、申請地を借り受けて、現場事務所、作業員駐車場、資材置場及び鉄筋加工場などとして整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の要望に応じて申請地を貸しつけるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。なお一時転用の期間は、平成28年12月末までの予定です。また、申請地2筆については、農地水の補助金対象地のため、一時転用も含めた農地転用になりますので補助金の減額対象になります。

14番の案件 位置図は19ページで、13番の北側になります。

賃貸借権の設定 申請地は、広見地内、東海北陸自動車道広見IC入口より、西北西440mほ

ど（先ほどの13番の案件の橋脚建設予定地の北側部分）に位置する農振農用地である田、3筆514㎡です。賃借人は、土木建築請負等を営んでいる法人であり、東海環状自動車道関広見IC西本線の橋脚工事（岐阜国道工事事務所発注）を施工するにあたり、申請地を借り受けて、資材置場として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の要望に応じて申請地を貸しつけるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。なお一時転用の期間は、平成28年12月末までの予定です。

15番の案件 位置図は20ページになります。

所有権移転 申請地は、小屋名地内、西部保育園の東南東370mほどに位置する田315㎡です。譲受人は、申請地の北側にて居住及び板金工事業を営んでおり、駐車場が手狭なため、申請地を譲り受けて駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りを確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦する区域に近接するおおむね10ha未満等の農地に該当しているため、第2種農地と判断します。

16番の案件 位置図は21ページになります。

所有権移転 申請地は、武儀下之保地内、武儀多良木公園の北西40mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地6筆1327㎡及び登記地目畑、現況地目雑種地859㎡、計2186㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、太陽光発電設備用地として整備したいというもの。譲渡人は、農業経営が困難なため譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

17番の案件 位置図は22ページになります。

所有権移転 申請地は、上之保行合地内、行合公民館の北10mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地56㎡です。譲受人は、申請地の南側にある自宅が老朽化し建て替えるため、併せて、申請地を譲り受けて庭として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

18番の案件 位置図は23ページになります。

所有権移転 申請地は、洞戸小坂地内、洞戸運動公園の南東890mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林198㎡です。譲受人は、申請地の北西側にてセラミックの形成、加工を業とする会社の役員であり、業績の好転により仕事量が増大したため、申請地を譲り受けて資材置場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応じて申請地を譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、山林であったため始末書の添付があります。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

19番の案件 位置図は24ページになります。

使用貸借権の設定 申請地は、武芸川町跡部地内、南武芸橋の北東370mほどに位置する畑329㎡です。使用借人は、現在居住している住宅が手狭になってきたため、使用貸人である母親より、申請地を借り受けて自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借人の要望に応じて申請地を貸しつけたいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの14件、使用貸借権の設定に関するもの3件、賃貸借権の設定に関するもの2件、計19件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○1番（早川英雄君）1番、2番共に事務局の説明通りで、問題ないと思います。

○2番（早川誠一君）3番について、現在もこの東側で今村さんは、やってみえますが、周りに迷惑にならないように延長もなしでできそうであるとの事で、問題ないと思います。

○議長（佐藤善一君）4番の案件について、4番の早川清治委員、また5番の案件について、7番の清水宗夫委員の兩人共に本日欠席ですが、異議なしとのことでした。

○8番（兼村委員）6番、7番、8番、9番の案件について、異議ありません。

○10番（後藤利彦君）10番、11番共に、問題ありません。

○14番（村井由和君）12番につきましては、農地として使えるような状況でない場所ですので、やむを得ないと思います。13番・14番につきましては、東海環状自動車道の西側ルートが本格的に工事が始まりますのでこれに伴う現場事務所と資材置き場はやむを得ないという状況です。

○16番（亀山浩君）15番の案件について、異議ありません。

○21番（増井賢一君）16番の案件について、3名とも後継者が居なく農業が出来ないということです。よろしくお願ひします。

○22番（加藤政比古君）17番の案件について、異議ありません。

○25番（野村茂君）18番の案件について、現場は杉が植栽されており30年ぐらい経過しているが、やむを得ないとのことでお願ひします。

○30番（永井博光君）19番の案件について、お二人は親子であり、息子さんがお母さん名義の土地に家を建てたいと言うことで、やむを得ないと思います。

○議長（佐藤善一君）以上、担当の委員さんにご意見をお聞かせ願ひしましたが、何か質疑のある方はございませぬか。

（14番村井由和君挙手）

○14番（村井由和君）太陽光の関係ですが今までも申請が沢山ありましたが、その中で途中で止まってしまい工事が入ってないような所があり、放置されてしまう可能性があるが、農業委員会として指導とか確認とかはどうしたらいいですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）面積も大きいですので完了届を出してくださいと指導することになります。税金的には、農転を取られると宅地並みに課税になりますので、太陽光やられる所は、1000㎡とか大きい所が多いので、税負担が翌年度から一気に大きくなる可能性があります。もし太陽光をやられないなら他の転用に変わる場合があるかもしてませぬ。一度転用を取って、地目等が変わると、農地法の範疇でなくなり逃れられてしまう。農業委員会としては、その件に関してはどうなっているかという確認をすることになります。どこかにそういう所がありますか。

○14番（村井由和君）池尻の保育園の所の工事が止まっています。

○事務局課長補佐（長尾成広君）その案件は、申請が昨年出されましたが、1年以上かかりました。関市の開発の協議が終わり農転の方は、昨年2月か3月の総会でみなさんに見ていただきました孫六苑の所です。約26000㎡ぐらいで東海農政局協議になり書類の不備で再三チェックがあり、東京から名古屋の業者が変わり、また途中の開発も業者が変わったりして進んでおりましたが、3月28日に許可が下りました。そもそも農地は一筆もなく、山林とか雑種地を競売で買われた業者

が節税ということで、樹木を植えて農地に変えられたのが、農転にひかかった。それが面積が大きいため東海農政局協議になり、やっと許可が下りたような案件でした。

○議長（佐藤善一君）他に質疑は、ございませんか。

（質疑なし）

他にはないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の19件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認について議題といたします。事務局から説明をいただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は14ページになります。

1番の案件 位置図は25ページになります。

所有権移転 申請地は東新町3丁目地内、東新公民センターの東110mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地198㎡です。当初事業計画者は、平成22年5月28日に5条許可にて、自己用の住宅を建築する予定であったが、資金面や諸事情により計画がとん挫していたというもの。

変更後の事業計画者は、現在居住している賃貸住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け自己用の住宅を建築したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、雑種地でした。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件 現在この案件は、3000㎡以上のため県の本庁の許可となるが県と相談中であり保留にしたい。次回以降は審議するか取り下げになるかもの案件のため、今回は審議しないこととしましたのでご了承ください。以上1件のご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）担当委員は、1番の早川委員お願いします。

○1番（早川英雄君）異議ありません。

○議長（佐藤善一君）この件に関しまして、質疑のある方はございませんか。

（質疑なし）

質疑もないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局に説明をしていただきます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は15ページからになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規36筆5件、更新3筆3件、賃貸借権の設定に関するもの新規8筆4件、更新64筆、26件の承認を求められています。農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地目は、田が、78筆10,518㎡で、畑が33筆6,460㎡です。

地区は、下有知、東志摩、小野、下白金、武芸川町宇多院等の12地区です。設定を受ける方は、岐阜県農畜産公社ほか33者です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○23番（土屋尊史君）6番についてですが、上之保の畑を農畜産公社が借りることになっておりますが、集積して耕作放棄地のような所を使用されると思いますが、家畜でも飼うということですか。何をされるのですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）波多野さんの所の会社がゆずを作ると聞いております。相手先は決まってないようですが、中間管理権なので、農業委員会の管轄から離れてしまうのでこちらには情報が入って来ない状況です。

○23番（土屋尊史君）こちらには何の情報も入って来ないので、パトロールをしても何をやっているのか、ちゃんとやっているのか分からない。他の件に関しても、情報を入れてもらえなかな。

○事務局課長補佐（長尾成広君）その辺りは、また検討させていただきます。

○22番（加藤政比古君）農地を畜産公社に借りてもらうには個人が直接頼めばいいのか、窓口はどこになるのか。畜産公社は県の関係で安全なので、これからこういうケースが出た場合、農地の所有者に指導したりするために、どういうルートを使ったらいいのか教えていただきたい。

○事務局課長補佐（長尾成広君）まず、農務課または農業委員会まで聞いていただければと思います。そこでマッチングさせていただくことになります。受け皿としては、営農組合であったり、担い手の方にいくような形になります。関市ではまだ、中間管理機構に渡している件数は少ない。中間管理機構もその市町村のこの地区を今年は重点的にやっていこうと、営農組合を作ったりするような形でやってみてます。4月から農業委員会法の改正により農地の利用の集積集約化というのが法定業務になりました。私ども農業委員会、農業委員さん、来年の7月からは農地利用最適化推進委員さんを交えて農地の集積集約化、耕作放棄地の解消、新規就農の促進という農地利用の最適化をみなさんで関わっていただくような流れです。

○22番（加藤政比古君）1年半ぐらいやっておるが、何も分からず来てしまっている。

○事務局課長補佐（長尾成広君）いろいろお尋ねいただければ、私どもなり担当課担当係より再度説明させていただきます。よろしく申し上げます。

○2番（早川誠一君）関市の広報に載っていましたが、問い合わせはありましたか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ありました。農政推進委員の総会で農務課より説明させていただきましたが、端的に短い説明のため分かりづらい事もあると思います。また問い合わせいただければと思います。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はございませんか。質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

ありがとうございます。議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局からの説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、使用貸借については要らないですが、賃貸借の合意解約の届け出については農業委員会に報告することになっておりますので、説明させていただきます。議案は本日配布させていただいたA4一枚のものになります。今回2件の届出があります。

番号1の案件 賃借人 野畑 春男さん 肥田瀬地内の田1筆1, 438㎡です。合意解約日は、平成28年3月17日です。

この案件は、先程早川誠一委員さんから説明がありましたが、5条の3番の一時転用で砂利採取をするために、賃貸借契約がありましたのでそれを解約して一時転用するするものです。一時転用するのと一緒に二重契約は出来たないため、解約をして一時転用にするというものです。

番号2の案件 賃借人 長谷部 梅雄さん 下白金地内の田2筆2, 868㎡です。合意解約日は、平成28年3月28日です。以上です。

○議長（佐藤善一君）それでは以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。その他について、事務局の説明がありましたらお願いします。

○事務局課長補佐（長尾成広君）報告事項です。農業委員さんの退任について、選任委員の二号委員についてですが、一号委員は、農協推薦、土地改良推薦という方です。二号委員は農業委員会法で言いますと議会推薦の学識経験者枠からの委員さんで、その方は4名いらっしゃいまして、女性が農業委員さんで3名、議会推薦の方が1名で鷺見さんがみえました。鷺見さんにつきましては一身上の都合により退任されましたので報告させていただきます。選挙委員につきましては、農業委員会の議会の議決で認められるが、選任委員についてはそういうものがないため、報告のみさせていただきます。

来月の総会は5月11日水曜日午前10時から市役所6階の大会議室です。これからの主な行事について、曜日が間違っておりました。4月19日は火曜日で、20日は水曜日です28日に本日審査していただいた届の答申日、許可日になります。先程、会長よりお話がありましたが、婚活についてですが、男性15名、女性15名で3月27日に中池のかわせみというフレンチレストランで開催しました。男性については26名程の申し込みがあり15名、女性はちょうど15名という事でした。前回は、女性の申し込みが4名とたいへん少なかったため中止となりましたが、今回は女性の方も多く申し込んでいただきまして、2組のカップルができております。

農地利用の最適化についてですが、4月から農業委員会法が改正になり施行され遊休農地の解消というところも、最適化の内の一つということで、前にもお話させていただきましたが、遊休農地の草刈りなどの予算を市でつけさせていただきました。今年は燃料代やユンボを使う場合は抜根費用もついた。県では11月は農地いきいき再生週間ということで、新聞に載せられて、抜根費用だとか各地域事務所単位で一か所ということでやっておりました。前には広見でやり、去年は武儀でやりました。

今年は、遊休農地解消元年というところで、市で予算をつけたので、皆様の所で遊休農地の解消にご協力いただきたいと思います。前回、前々回の調査で上がってきている所でそういう所があれば、言っていただければ、私どもに声を掛けていただいている農林事務所もOKしてくださると思います。

遊休農地を解消して、次の方にやっていただこうというような風で進めていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

また、遊休農地調査は、毎年どこも10月11月にやっておりましたが、今年は国の方から8月にやるように指導が来ております。いつも農政推進委員の総会に説明をさせていただき、10月の初旬にやっておりますが、今年は8月か7月くらいに前倒ししてやらせていただくこととなります。ご協力をお願いします。

そしてまた、今までみなさんに見ていただき雑種地や山林など判定でBの非農地としていただいた所を、農業委員会にかけて非農地通知の判定をしてそれを法務局と本人に伝える。それは、農転の許可のような形で、例えば、山林や原野になっており、それがずっと地目が農地のままになっておる場合、非農地通知を持って地目変更を出せば、法務局は認めてくれる通知です。それを今、手続きを進めておりますので、また農業委員会にかけさせていただきます。その際には、また農業委員さんに確認して見ていただく事もあると思いますのでご協力をお願いいたします。

○23番（土屋尊史君）最近2件くらい、農業委員会を通さなくても、20年くらい前にもう家を建ててしまっているというような話ですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）最近ちょうど土屋委員さんのご近所で2件くらい非農地証明がありました。それも同じような形ですが、遊休農地調査をやった時に出てくるのがそれですが、似たようなものです。

○23番（土屋尊史君）遊休農地の調査では、家が建っておれば、そこは田だとは思わない。

○事務局課長補佐（長尾成広君）基本的に現況が農地だという所を見ていただいているので、それでいいです。民法で20年以上非農地であった場合は、それを認めていこうという事です。時効ですね。例えば地目が農地で現況が宅地になっており、その家屋の評価の所に建築昭和58年とか書いてあり、建物を見ると20年以上経っていると分かれば、それは農転を掛けずに時効の概念で認めていこうという制度です。この間の上之保の所は、建物が20年以上建っている事が評価証明や土地家屋証明で分かり、私どもと県の職員と現場を見て写真を撮り、これはOKだという事になりました。ある面農転の簡素化したものです。もし出てきた時は、農業委員さんに確認して印鑑をいただくこととなります。土屋委員さんの上之保の所で3月に2件ありましたが、その時土屋委員さんが何でだと言ってみえたとお聞きしました。

○23番（土屋尊史君）これが一番簡単だという話を聞いた。

○事務局課長補佐（長尾成広君）時効の概念によるもので、町中ではよくあるが、上之保では初めてでした。そういう事で、ご協力ありがとうございます。

○25番（野村茂君）先程の遊休農地の草刈りの件を、もう少し説明をお願いしたいです。

○事務局課長補佐（長尾成広君）前に小瀬グラウンド近くでやろうとして障害となったのは、農地水でした。農地水は地域で農地を守ろうと国が補助金を5年間出して進めてやっているのですが、地域の農地水に入っている役員やみなさんで処理していかなければいけないものであり、連帯責任だということです。ですので、農業委員会は手を出してはいけないということでした。農地水に入っていないところを対象にさせていただきたいです。

○25番（野村茂君）ある程度の面積を集めてやらなければいけないような条件はあるのか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）ある程度あれば、草を刈ったり、前は3万～4万円くらいでユンボで抜根したりはした。

○25番（野村茂君）個人でいいという事ですね。

○事務局課長補佐（長尾成広君）一人でという事ですか。前は所有者一人の方でした。

○25番（野村茂君）申請で出来るんですか。

○事務局課長補佐（長尾成広君）申請というか、相談していただいてという事です。

- 25番(野村茂君)今年度の予算は、どれくらいですか。
- 事務局課長補佐(長尾成広君)1件あたり最高5万円くらいで、12箇所くらいをみてます。
- 23番(土屋尊史君)結局は、個人が管理出来ていないから荒れていのであって、農業委員が代わりに申請してここをやりましょうかという形でないと動かないですね。
- 事務局課長補佐(長尾成広君)そういう事です。農業委員さんとかに動いていただき、私ども、県の職員、農業委員さんや地域の方も一緒に草刈をやるという事になります。その後は、どなたかに管理をしていただいとというような所です。
- 23番(土屋尊史君)当然、許可をもらわないと出来ないですね。
- 25番(野村茂君)やることはいいけど、その後、誰が管理するのか。条件が悪いから放棄地になっているのであって、根本的な所を変えていかないとまた同じ事の繰り返しになってしまう。逆にその点を解消できるならばやってもいい。その辺を検討していただきたい。
- 事務局課長補佐(長尾成広君)武儀であった件ですが、地元に住んでみえて、全くやってみえていない方であった。草刈り等をやっていただいて漆畑委員さんに動いていただいたところがあった。
- 23番(土屋尊史君)その時は、本人も出てみえましたか。
- 34番(漆畑和子君)出てはみえません。
- 23番(土屋尊史君)話に行って、やってもいいという許可はもらったんですか。
- 事務局課長補佐(長尾成広君)許可はいただいて、機械化営農組合を作られた長尾さんという元市職員の方が、管理していただけることになりました。そういうのをやっていくのも4月からの農地利用の集積集約化です。
- 23番(土屋尊史君)きれいにしてあげた分、3年間はちゃんとやらなかったら返金してもらうような事にしておかないといけないのではないかと。
- 34番(漆畑和子君)もう他にはないです。私も去年ボランティアでコスモスを2反作ったけれど、今年はどうしていこうかと思っている。
- 事務局課長補佐(長尾成広君)そこも長尾さんに管理をしてもらえないでしょうか。
- 34番(漆畑和子君)長尾さんもやる気でみえたけれど、道路が出来た時に排水が止められた関係で出来ないため、コスモスならいいだろうと作ってみた。今年もまたコスモスにしようか思案中です。
- 事務局課長補佐(長尾成広君)またこういう問題があるという意見を出していただき、そこら辺の根本治療をし、同じことを繰り返さないようみなさんと一緒に話合っていこうと思います。
- 23番(土屋尊史君)排水の問題だが県の講師がみえた時に、水利関係の権利が強いのか農業委員の権利が強いのか質問したら、どっちもどっちだと言われた。武儀のそのコスモスを植えた横の所を借りてやってあげようと思ったが、5畝位の所で水代が3万円要ると言われた。そんな事はおかしい。まずそういう面からクリアしていかないと、この問題は解消できません。
- 事務局課長補佐(長尾成広君)それは、私どもの盲点でした。またそのような意見があれば、言っていただきたいです。より良い根本治療になると思います。
- 25番(野村茂君)5条などが出て、農地が順番に減っていきますが、5条で出てくるのは優良農地で残っていくのは、全く手の付けられない所です。これは、将来にわたっては地区計画を作って、農地は農地としてきちんと保全出来るようなものを都市計画と相談して、それぞれの地域地区計画を作っていただくような事が検討していただけないか。そうでないと、いい所が抜かれて行って、山側だとか、水の便利の悪い所とかが残っていく。そういうのを検討していただければ、ここまで悩まなくても農地の保全ができるのではないかと。たぶん各務原は地区計画を作ってみえるよう

なので、一度検討していただければと思います。都市計画法に基づく地区計画ですね。その中で農地をどのように利用していくかという事です。

○事務局課長補佐（長尾成広君）相談してみます。

○議長（佐藤善一君）他に質疑はありませんか。これをもちまして本日の総会を閉会といたします。

たいへん長時間ご苦勞様でございました。

午後4時16分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長 関市西神野1665番地

9番 関市黒屋3488番地

10番 関市倉知1230番地
